

令和元年12月5日掲載の生活パイロットにおいて、下記のとおり文面に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【誤】工事の着工前に保険会社から支払われた保険金が見積もり額より高額だったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

【正】修理業者の見積もり額が工事の着工前に保険会社から支払われた保険金より高額だったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

令和元年12月5日(木)

大分合同新聞(朝刊)

生活
パイロット

災害時の混乱に乗じて被災者を狙う悪質商法やトラブルが後を絶ちません。過去の災害時に大分で報告された事例や、現在、全国で発生している事例を合わせて紹介します。

【事例①】地震が発生

被災者狙う悪質商法

保険金の
範囲で
修理!

自宅修理は保険会社に相談

した日の一週間後に業者が訪問してきて、壁や屋根に不具合が生じているので工事をしてはどうかと強引に勧められた。断り切れずに契約したが、解約したい。

【事例②】自宅に「台風被害を保険金の範囲で修理します」というチラシが投函されていたので修理を申し込んだ。工事の着工前に保険会社から

支払われた保険金が修理業者の見積もり額より高額だったため、修理を止めたいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。

【事例③】市職員を名乗る人が自宅を訪れ「災害被害の義援金を集めている」と言われた。しか

し、市役所に確認すると「そのような訪問は行っていない」と言われた。

【アドバイス】災害による被害で自宅に修理が必要であれば、慌てずに複数の業者に見積もりを依頼したり、周囲に相談するようにしましょう。訪問販売で一定の条件を

確かな団体が実施しているかよく確認し、納得した上で寄付しましょう。

何かあれば警察や最寄りの市町村、県の消費生活センターの消費生活相談窓口にお問い合わせください。(県消費生活・男女共同参画プラザIIア イネス相談専用 ☎097・534・0999/啓 発講座の依頼 ☎097・534・2038)